

# 公益社団法人北海道社会福祉士会研修運営規程

規程第 41 号

2026 年 5 月 9 日制定

## （目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）が実施する研修、講演会等（以下「研修等」という。）の適正かつ円滑な運営に関し必要な事項を定め、もって研修等受講者の資質向上及び地域福祉の推進に資することを目的とする。

## （適用範囲）

第 2 条 この規程は、本会が主催し、又は本会の委員会、部会、地区支部その他本会内部組織が主管して実施する研修等に適用する。

2 本会が他団体と共催する研修等については、この規程を準用することができる。

## （実施主体）

第 3 条 研修等の実施主体は、理事会が承認した委員会、部会、地区支部その他の組織とする。

2 実施主体の長は、当該研修等の責任者として企画、運営及び受講管理を統括する。

## （募集及び広報）

第 4 条 研修等の募集及び周知は、次に掲げる方法その他適当と認める方法により行う。

（1）本会ホームページ

（2）会員専用メール

（3）機関紙

（4）SNS

（5）その他本会が適当と認める方法

2 本会会員限定の研修等については、本会会員専用ホームページ及び会員専用メールにより周知するものとする。

(申込み)

第5条 受講申込みは、実施要項に定める方法により行うものとする。

- 2 実施主体は、実施する研修等の目的や性格に応じ、受講資格及び受験基準（以下「受講資格等」という。）を設けることができる。この場合において、公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター又は権利擁護センター「ばあとなあ」が定めた受講資格等を参考とすることができるものとする。
- 3 申込内容に虚偽又は重大な不備がある場合は、申込みを無効とすることができる。

(受講決定)

第6条 受講者の決定は、実施主体が定める方法により行う。

- 2 受講の可否は、電子メール又は郵送の方法により申込者に通知するものとする。
- 3 受講申込者が入力した電子メールアドレス又は住所の誤り等により通知が到達しないときは、当該不達により受講申込者に生じた不利益については、本会はその責任を負わないものとする。
- 4 実施主体の長は、受講不可の通知にその理由を付記するものとする。
- 5 受講申込者の責に帰すべき事由により受講不可と決定された場合には、通知到達後に当該事由が是正された場合であっても、原則として当該決定は変更しないものとする。この場合において、受講の申込みに関連して受講申込者が負担した旅費その他の費用については、本会は補償しないものとする。

(受講料等)

第7条 受講者は、本会が定める受講料その他必要経費を指定する期限までに納付しなければならない。

- 2 期限までに納付が確認できない場合は、受講決定を取り消すことができる。
- 3 受講料その他必要経費の額は、研修等ごとに定める。

(キャンセル及び返金)

第8条 受講者の都合による受講辞退又は欠席の場合、既納の受講料等は返還しない。ただし、実施要項に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(受講者の遵守事項)

第9条 受講者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 講師及び運営担当者の指示に従うこと。
- (2) 他の受講者の学習環境を妨げないこと。
- (3) 配布資料、講義内容、映像及び音声を、権利者の許可なく複製、録音、録画、転載又は第三者提供しないこと。
- (4) オンライン研修において、受講用 URL、ID、パスワード等を第三者に提供しないこと。
- (5) その他研修等の円滑な運営に必要な事項

(受講停止)

第10条 実施主体は、研修等受講者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研修等受講者の受講を停止することができる。

- (1) 申込内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 事前課題等の提出物が、本会の責に帰すべき理由によらず、指定の期限を過ぎて提出されたとき。
- (3) 講師又は運営担当者の指示に従わないとき。
- (4) 受講費等を指定の期限までに支払わないとき。
- (5) 研修への妨害行為があったと講師等が判断したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、研修等受講者の受講継続が不相当と認められるとき。

2 前項の場合において、既納の受講料等は返還しない。

(受講決定の取り消し)

第11条 実施主体のうち、受講者が前条第1項各号のいずれかに該当し、研修の継続が不相当であると認めたときは、当該受講者に係る受講の決定を取り消すことができる。

2 受講の決定を取り消したことにより受講者に損害又は追加の費用が生じた場合であっても、本会はその費用を負担しないものとする。

3 受講の決定を取り消された者は、当該研修の一部を既に受講している場合、未払いの受講費等を速やかに支払わなければならない。

4 受講の決定を取り消された者が、当該研修又は将来実施される同種の研修の

受講を希望する場合は、実施主体においてその可否を決定するものとする。  
この場合において、再受講が認められたときは、改めて受講料等を支払わなければならない。

#### (修了基準)

第 12 条 研修等の修了認定は、次に掲げる基準その他実施要項に定める基準により行う。

- (1) 実施主体が定める出席時間を満たしていること。
- (2) 課題提出、レポート、演習その他必要な評価基準を満たしていること。
- (3) 受講態度が著しく不適切でないこと。

2 実施主体の長は、受講者が遅刻、早退、中途離席その他により修了基準を満たさない場合は、修了を認めないことができる。

#### (修了証の交付)

第 13 条 本会は、修了認定を受けた者に対し、必要に応じ修了証、受講証明書を交付することができる。

2 本会は、修了履歴又は修了証明書の発行を希望する者が、所定の手続きにより申請し、かつ必要な費用を支払ったときは、これを発行するものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第 14 条 本会は、受講申込みその他研修等の運営により取得した個人情報を、法令及び本会の個人情報保護に関する定めに基づき適正に取り扱う。

#### (記録及び広報)

第 15 条 本会は、研修等の運営記録又は広報を目的として、写真撮影、録音又は録画を行うことができる。

2 前項の実施に当たっては、受講者の権利利益に配慮するものとする。

#### (中止等)

第 16 条 天災地変、感染症の拡大、講師の急病、交通障害、通信障害その他やむを得ない事由があるときは、本会は、研修等の中止、延期、内容変更又は実施方法の変更を行うことができる。

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、研修の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2026 年 5 月 9 日に施行する。